



金沢市公報

第 2 4 5 2 号 の 3

平成16年(2004年)7月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告示	
平成11年告示第244号(個人演説会等の施設の整備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について	
(国際文化課)	1

教育委員会規則	
金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
(教育総務課)	2

告 示

●金沢市告示第194号

平成11年告示第244号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部を次のように改正する。

平成16年7月1日

金沢市長 山 出 保

表中

金沢市観光会館 ホール及び第2楽屋	
1,403平方メートル	
常設電灯による点灯	
1個	
20脚	
90脚	
平常のまま開放する	
湯びん1個、湯呑1個、たばこ盆1式、湯茶器1式、拡声装置1式、マイクロホン2本、スタンド2台	
午前(午前9時から正午までをいう。以下同じ。)	57,220円
午後(午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。)	79,900円
	94,710円
午前	65,620円
午後	93,550円
夜間	109,410円
ホール 1時間につき	6,820円
楽屋	基本料の2.5割 (候補者負担)

を

金沢市観光会館 ホール及び第2楽屋	金沢市観光会館 大集会室
1,403平方メートル	363.5平方メートル
常設電灯による点灯	常設電灯による点灯
1個	1個
20脚	20脚
90脚	500脚
平常のまま開放する	
湯びん1個、湯呑1個、たばこ盆1式、湯茶器1式、拡声装置1式、マイクロホン2本、スタンド2台	
午前(午前9時から正午までをいう。以下同じ。)	20,580円
午後(午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。)	32,130円
	35,280円
午前	20,580円
午後	32,130円
夜間	35,280円
ホール 1時間につき	基本料の2.5割(候補者負担)
楽屋	基本料の2.5割 (候補者負担)

に改める。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年7月1日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第9号

金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則（昭和51年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

第6条中「每学期終了後」を「次の各号に掲げる期の区分に応じ、当該各号に定める期間の終了後」に、「当該学期」を「当該期」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第1期 4月7日から7月20日まで
- (2) 第2期 9月1日から12月25日まで
- (3) 第3期 1月7日から3月24日まで

様式第1号及び様式第2号中「年度 学期分」を「年度第 期分」に、

学 期 通 学 費 実 支 出 額	学 期 補 助 金	を	第 期 通 学 費 実 支 出 額	第 期 補 助 金	に改める。
-------------------------	--------------	---	-------------------------	--------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成16年(2004年)7月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成16年(2004年)7月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	100円		